

天昇電気工業株式会社定款

第1章 総 則

第 1 条 (商号)

当会社は、天昇電気工業株式会社と称する。

第 2 条 (本店の所在地)

当会社は、本店を東京都町田市に置く。

第 3 条 (目的)

当会社は、次の業務を営むことを目的とする。

1. 合成樹脂成形ならびに金型および絶縁諸材料の製作加工および売買、輸出入
2. 有線無線機および部分品ならびに電機器具の製造および売買、輸出入
3. 医療用具の製造および売買、輸出入
4. 健康機器ならびに健康器材に関する製造および売買、輸出入
5. 自然食品の製造および売買、輸出入
6. 防災機器の製造および売買、輸出入
7. ガス機器、石油機器、冷暖房・換気用設備・装置・機械・器具、事務用機械器具、学習用コンピューターロボット、シーケンスコントローラー、留守番電話等の電子応用機械・器具の製造および売買、輸出入
8. 耐火材、セラミックスの製造およびこれら製品、原料の売買、輸出入
9. 合成樹脂、合成ゴム、合成繊維その他高分子製品およびこれらの原料の売買、輸出入
10. 日用品雑貨の売買、輸出入
11. 各種スポーツ施設および遊技場ならびに旅館、ホテル、遊園地等の観光施設の経営および賃貸
12. 飲食店の経営
13. 動産（自動車、自動倉庫用機器）、不動産の売買、賃貸管理ならびに不動産の売買、賃貸の仲介および斡旋業務
14. 建設工事に関する調査、企画、設計、監理ならびに施工、これに関連する総合的マネジメントおよびコンサルティング
15. 一般貨物自動車運送業、倉庫業
16. 有価証券の保有、運用、売買
17. 金融業務
18. 損害保険の代理業および生命保険の募集に関する業務
19. 前各号に附帯する一切の業務

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は 4 千万株とする。

(自己株式の取得)

第 6 条 当会社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 7 条 当会社の 1 単元の株式数は 100 株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第 8 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ② 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- ③ 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- ④ 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 9 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。
- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、その他株式に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社では取扱わない。

(株式取扱規則)

第 10 条 当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において、権利行使することができる株主とする。

- ② 前項のほか必要がある場合は、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 定時株主総会は、毎事業年度の翌日より3ヶ月以内に招集する。

- ② 臨時株主総会は必要ある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議であらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。

- ② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議であらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長になる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項の定めによる特別決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権行使することができる。

ただし、株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会の議事については議事録に議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録する。

- ② 株主総会の議事録は、その原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当会社の取締役は3名以上を置く。

(選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- ② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- ③ 取締役の選任決議は累積投票によらない。

(任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 当会社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。

- ② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- ③ 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ決議によって取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集者および議長)

第23条 取締役会は、法令または定款に定める事項のほか業務に関する主要事項を決定する。

- ② 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長

となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役 1 名がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役および監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意し、且つ監査役が当該決議事項について異議を述べない場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、代表取締役等による取締役会への定期的業務執行の状況報告に関する取締役会については省略できない。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印または電子署名する。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるほか、取締役会で定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受けとる財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議によって定める。

(社外取締役との責任限定契約)

第 30 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間で、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

(顧問および相談役)

第31条 取締役会の決議により顧問ならびに相談役をおくことができる。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第32条 当会社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第33条 当会社の監査役は、3名以上を置く。

(選任)

第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期株主総会終結の時までとする。

② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる

(監査役会の決議の方法)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第39条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名する。

(監査役会規則)

第40条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(監査役の報酬等)

第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役との責任限定契約)

第42条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第43条 当会社は会計監査人を置く。

(選任)

第44条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第45条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第47条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第48条 剰余金の配当は、株主総会の決議により毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記

録された株主もしくは登録株式質権者に支払うものとする。

(中間配当金)

第49条 当会社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第50条 期末配当金および中間配当金がその支払開始の日から満3ヶ年を経てなお受領されないときは、当会社は支払の義務を免れる。

② 未払の期末配当金および中間配当金に対しては利息をつけない。

(附則)

- 第1条
1. 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書に規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生じるものとする。
 2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
 3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

管理部場 経理部

改訂	2002年6月27日
	2003年6月27日
	2004年6月29日
	2005年6月29日
	2006年6月29日
	2008年6月26日
	2009年6月26日
	2013年6月27日
	2018年1月23日
	2022年6月27日